

至急

情 二 五 第 一 一 號

昭和十八年十一月十七日起案

主務課

第二部長 秘書課

主任官

昭和十八年十一月十七日決裁

昭和十八年十一月十七日施行

11.11 受付

第二部長 秘書課長

檢閲課長

次長

官房

文書課長

年 十 月 十 七 日

次長 名

青 報 司

0161

陸軍次官  
 海軍次官  
 内務次官  
 逓信次官  
 文部次官  
 農商務次官  
 司法次官  
 陸軍省  
 海軍省  
 内務省  
 逓信省  
 文部省  
 農商務省  
 司法省  
 陸軍省  
 海軍省  
 内務省  
 逓信省  
 文部省  
 農商務省  
 司法省

出政事業一整備ニ関スル関係官廳委員  
 一各官廳ノニ関スル件

今般閣議ニ於テ該解相以候出政事業整備要綱

ニ基キ日本出政會ヲシテ整備ヲ行ハシムルニ當リ

同會ニ於テハ該各官廳委員及企業整備委員等ハ

其ノ重要性ニ鑑ミ特ニ之ガ運轉ノ適正ヲ期スル為

大日本帝國政府

閣下官廳係官ノ考ルヲ得度別途以本出放會

合長日ノ右知事員トシテ貴布

松村親直副長及秋山平佐  
 兼松村親直副長及秋山平佐  
 兼松村親直副長及秋山平佐  
 兼松村親直副長及秋山平佐

ヲ若輩分願出有之修即ハ何分ノ御高取相

度此能得貴意候

(整備部細一部送附ニシト)

(國定規格B5二六×三三毫米)

大日本帝國政府

資材審議會委員(候補)

情報局長才三郎長

内務省警務局長

文部省國民教育局長

陸軍省報道部長

海軍省報道部長

農林省纖維局長

日本出版管理(五名)

學識淺野雄春(九名)

中野登美雄、仁科芳雄、鹿子本貞信

久米三雄、~~中野伸太郎~~、本下三一、那須皓

~~非田~~、久松潜一

隈川一雄

荒木克太郎

(國定規格B5(12×17.5)紙)

大日本帝國政府

全書總編輯 千原金吾 (候補)

情報局出版課長

内務省検閲課長

文部省國民教育局總務課長

陸軍省 秋山中佐

海軍省 濱田久佐

農林省 人達鐵雄課長

日本出版會理事 (五名)

日本出版會職員

赤尾好夫、岩波茂雄、内田篤次

江草四郎、大橋進一、亀井富雄、上村哲彌

坂本守二、鈴木文四郎、田村敬男、田中慶太郎

奈良靜馬、目黒四郎、大塚桂三、中根駒十郎

西村信吉、増田義彦、矢島一三、山谷太郎

羽田武嗣郎

(國定規格B5(21×25.7)種)

必要  
トキハ  
時委員  
置リテ  
得

大日本帝國政府

資格審議會の規程(案)

才一系 出版事業整備要綱ニ基キ主務官廳指導ノ下

ニ日本出版會ニ資格審議會ヲ設ク

才二系 資格審議會ハ出版事業ノ整備ニ関シ左ノ

事項ヲ審議ス

一 出版事業ノ資格

ニ 出版事業ノ教員又ハ助教

三 其ノ他六別号ニ關聯シテ重要事項

才三系 資格審議會ハ委員七一名及委員若干名ヲ

以テ之ヲ組織ス

才四系 委員ハ日本出版會會長ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ關係官廳係官、學識経験者及日本出

版會理事ヲニ付日本出版會會長ヲ委員トシ

才五系 委員ハ會長ハ會長ヲ招ク事ニ其ノ議長ト為ル

(國定規格B5(162x226)用紙)

大日本帝國政府

第六号

法資格審議會ニ幹事若干名ヲ置ク

幹事ハ日本出版會職員ノ中ヨリ日本出版會會

長之ヲ命ズ

幹事ハ委員ノ指揮ヲ受ケ庶務ヲ整理ス

(國定規格B5二六×三三七紙)

0167

大日本帝國政府

企業整備委員会章程(案)

(國定規格B5二六三三巻紙)

第一條 出版事業整備要綱ニ其ニキ 主務官廳指導  
 一 下ニ日本出版會ニ企業整備委員會ヲ設ク  
 第二條 企業整備委員會ハ出版事業ノ整備ニ関シ  
 左ノ事項ニ付日本出版會會長ノ諮問ニ應ジ  
 一 出版事業ノ資力評價ニ関シノ事項  
 二 轉讓事業ノ共助ニ関シノ事項  
 三 統合ニ関シノ協議ノ裁定ニ関シノ事項  
 四 其ノ他資格審議會ニ於テ審議スルモノヲ  
 除クノ外企業整備ノ實施ニ関シノ事項  
 第三條 企業整備委員會ハ委員七名及委員  
 若干名ヲ以テ之ヲ組織ス  
 第四條 委員七名ハ日本出版會會長ヲ以テ之ニ充ツ  
 委員ハ關係官廳係官 日本出版會理事及



大日本帝國政府

同令令の旨中ヨリ日本出版令令長 五ヲ委 囑ム  
十五委 委員之長ハ令令議ヲ招来シ其ノ議長ト為ル  
亦六委 令令委員之旨令令ニ 幹事若干名ヲ置ク  
幹事ハ日本出版令令職之ノ中ヨリ日本出版令令長  
之ヲ命ズ  
幹事ハ委員之旨令令ノ指授ヲ受ケ庶務ヲ整理ス

(國定規格B5(125×175)用紙)

0169

出版事業整備要綱

方針

奇烈ナル戦争ノ現段階ニ鑑ミ綜合戦力増強ノ要請ニ即應シ出版事業ニ於ケル人的、物的總力ヲ發ゲテ皇國文化ノ發揚ト戦意ノ昂揚、戦力ノ増強並ニ對外宣傳ノ強化ニ遺憾ナキヲ期スル爲之ガ公的性情ヲ明徴ナラシムルト共ニ其ノ事業組織ヲ整備強化シ以テ速ニ出版決戦体制ヲ確立セントス

要領

第一 總則

一、本要綱ニ依ル整備ノ對象ハ出版事業令ノ適用ヲ受タル出版事業トシ概ネ左記ニ依リ之ガ整備ヲ行フコト

(一) 日本出版會會員タル事業主ノ行フ出版事業ノ整備ハ本要綱ニ依リ主務官廳監督ノ下ニ日本出版會ヲシテ之ヲ行ハシムルコト

官廳外廓團體、政治懇親團體、學術研究團體等ノ行フ出版事業ノ

整備ハ之ト併行シテ當該關係官廳協議ノ上別途之ヲ行フコト

(二) 日本出版會會員ニ非ザルモノノ行フ出版事業ノ整備ハ本要綱ノ趣

旨ヲ參酌シテ當該地方廳ヲシテ之ヲ行ハシムルコト

三 整備ニ當リテハ特ニ左記諸點ニ留意スルコト

(一) 出版事業ノ公的性格ヲ確立昂揚セシムルコト

(二) 出版事業ノ經營的基礎ヲ確立シ其ノ企畫力並ニ實踐力ヲ強化スル

コト

(三) 可及的ニ專業体制ヲ確立シ創意ト工夫トヲ最高度ニ發揮セシムル

コト

(四) 勞務並ニ資材ノ重點的活用ヲ圖ルコト

(五) 出版事業ノ地域的分布ヲ考慮スルコト

(六) 印刷、製本、配給其ノ他出版ニ關係アル事業トノ緊密ナル聯繫ヲ

確保スルコト

(七) 著作者ト出版事業体トノ有機的關聯ヲ考慮スルコト

三、整備ハ原則トシテ自主的統廢合ニ依リテ之ヲ行フモノトシ必要アル  
場合ハ出版事業令ヲ發動スルコト  
四、整備ハ直ニ着手シ可及的速ニ之ヲ完了スルコト

## 第二 整備ノ方法

一、整備ハ出版事業ノ性格、規模及出版部門等ヲ勘案シ其ノ綜合判定ニ  
基キテ之ヲ行フコト

二、日本出版會會員ニシテ左ニ掲グルモノニ付テハ原則トシテ其ノ出版  
事業ヲ廢止セシムルコト

(一) 性格ニ於テ不適當ト認ムルモノ

(二) 正當ノ理由ナクシテ一定期間出版活動ヲ爲サバロシモノ

(三) 書籍ヲ發行スル會員ニシテ最近一年間ニ於ケル割當用紙量五千  
未滿ノモノ、但シ性格優良ト認ムルモノヲ除ク

(四) 副業トシテ出版事業ヲ行フモノ

三、前號ニ依リ出版事業ヲ廢止スルモ、及一定期間内ニ自發的ニ出版事業ヲ廢止スルモノハ日本出版會ヲシテ共助金ヲ支給セシムルコト

從業者、共助ニ付テハ當該事業主ヲシテ之ヲ行ハシムルコト

四、前號ニ掲グルモノ以外、出版事業主ニ付テハ別表第一號竝ニ第二號ニ依ル出版部門毎ニ適正ナル規模竝ニ適正ナル事業体數又ハ誌數ヲ定メ之ヲ目標トシテ合同又ハ買収ニ依ル統合ヲ行ハシムルコト

統合ノ條件ハ當事者ノ協議ニ依ルヲ原則トスルコト

- 五、新事業体、具備スベキ要件概ネ左ノ如シ
- (一) 優良ナル性格ヲ有スルコト
  - (二) 適當ナル規模ヲ有スルコト
  - (三) 適當ナル統合ヲ完了シタルモノナルコト
  - (四) 適當ナル企画編輯組織ヲ有スルコト
  - (五) 原則トシテ出版事業ヲ專業トスルコト

六、日本出版會ニ出版共助資金ヲ設ケ新事業体ヲシテ之ヲ負擔セシムル  
コト

七、日本出版會ニ主務官廳指導ノ下ニ資格審議會及企業整備委員會ヲ設  
ケシムルコト

資格審議會ハ事業体ノ資格竝ニ事業体數又ハ誌數等ニ付審議シ企業  
整備委員會ハ資格審議會ニ於テ審議スルモノヲ除ケ、外企業整備  
實施ニ關スル事項ニ付審議スルモノトスルコト

八、企業整備ノ實施ニ關スル重要ナル事項ニ付テハ主務官廳ノ承認ヲ  
ケシムルコト

(別表有略)